

総 税 市 第 104 号
令和 8 年 9 月 25 日

埼 玉 県 嵐 山 町 長 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について（通知）

標記の件について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）
第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項の規定により、貴団体を法第 37 条の
2 第 2 項各号及び第 314 条の 7 第 2 項各号に掲げる基準に適合する地方団体とし
て指定します。

指定対象期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までとなります。